

「山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画の見直し(案)」に対する
パブリックコメント(意見募集)実施要領

本市では、平成31年4月に山口市版立地適正化計画である山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画を策定しております。

立地適正化計画については、国の指針において、おおむね5年ごとに見直しを図ることとされており、令和2年に都市再生特別措置法が一部改正されたこと、また、本市が、令和5年3月に策定した第二次山口市総合計画後期基本計画を踏まえ、この度、見直しを行います。

この計画の改定にあたって、市民の皆様からの御意見を生かすために、計画案に対する意見を募集します。

1 意見を募集する案件

山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画の見直し(案)

2 意見の募集期間

令和7年1月28日(火)から令和7年2月27日(木)まで(必着)

3 資料の閲覧場所

都市整備部都市計画課、各総合支所(市政情報コーナー)、地域交流センター(阿知須地域交流センター及び徳地地域交流センターを除き、各分館を含む)、各市立図書館
市ウェブサイト(<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>)に資料掲載
(サイト内検索で「パブリックコメント」と検索)

4 御意見の提出方法

御意見の提出にあたって様式は任意ですが、郵便番号、住所、氏名及び「山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画の見直し(案)に対する意見」と必ず明記していただき、本計画(案)のどの部分に対する御意見・御提言なのか明示した上で、郵便、FAX、電子メールでお寄せいただくか、都市計画課へ直接お持ちください。(月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで)

なお、電話または来庁による口頭での御意見の申し出は受付いたしかねます。また、御提出いただいた御意見の原稿はお返しいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

5 御意見の取扱い

御提出いただいた御意見は、計画策定にあたって十分に検討させていただきます。

御意見の内容(個人情報を除く)は、それに対する本市の考えとあわせて意見募集期間終了後に一括して公表いたします(御意見を類型化したうえで本市の考え方を示す場合があります)。

なお、分かりにくいものや匿名の御意見、あるいは本案件に関係がないと思われる御意見には、本市の考え方を示さない場合があります。御意見に対する個別の直接回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

また、御記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

6 御意見の提出先・問い合わせ先

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市都市整備部都市計画課（山口市役所本庁舎2階）

TEL:083-934-2839 / FAX:083-934-2654

E-mail:toshi@city.yamaguchi.lg.jp